

11 愛知県高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）に基づき支給する高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、「法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- 2 この要綱において、「令和8年改正法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）をいう。
- 3 この要綱において「高等学校等」とは、法第2条に定める学校（特別支援学校の高等部を除く）、高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。
- 4 この要綱において「国公立高等学校等」とは、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する高等学校等をいう。
- 5 この要綱において「私立高等学校等」とは、国公立高等学校等以外の高等学校等をいう。
- 6 この要綱において「県立高等学校」とは、愛知県が設置する高等学校をいう。
- 7 この要綱において「就学支援金」とは、法第3条第1項に定める高等学校等就学支援金をいう。
- 8 この要綱において「学び直し支援金」とは、都道府県が高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）に基づき実施する支援事業をいう。
- 9 この要綱において、「専攻科支援金」とは、都道府県等が、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）に基づき実施する支援事業をいう。
- 10 この要綱において「保護者等」とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者及び専攻科の生徒においては当該生徒の生計を維持する者をいう。
- 11 この要綱において「基準日」とは、申請年度の7月1日をいう。
- 12 この要綱において「県民税所得割及び市町村民税所得割」とは、給付金を申請する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。

(支給対象者)

- 第3 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費として、基準日において第2項又は第3項のいずれかの要件を満たす者（以下「対象生徒（新制度）」又は「対象生徒（旧制度）」、併せて「対象生徒」という。）のうち、第4及び第5に示す所得要件を満たす保護者等に対し、支給する。
- 2 対象生徒（新制度）は、次の要件を全て満たす者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）とし、基準日現在（第6第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在。）の状況によることとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 法第3条に規定する者

イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日 文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日 文部科学大臣決定）別表1に規定する者

(2) 保護者等が県内に住所を有すること。

(3) 本人又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和7年1月31日 ことども家庭庁発こ支家第11号）」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。

(4) 本人又は保護者等がこの給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものその他知事が定める資金の給付又は貸与を受けていない者であること。

3 対象生徒（旧制度）は次の要件を全て満たす者（支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）とし、基準日現在（第6条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在。）の状況によることとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和8年改正法附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者

ウ 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（ア又はイに該当する者、法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

エ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者

オ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱別表2に規定する者

(2) 第2項第2号、第3号及び第4号の規定を準用する。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、基準日において対象生徒が休学している場合又は対象生徒が学年による教育課程の区分を設けない定時制若しくは通信制の課程に在学しており長期にわたり学習を中断している場合は、その事実が継続する期間、支給しない。

（対象生徒（新制度）の所得要件）

第4 対象生徒（新制度）の所得要件は次のいずれかに該当する世帯の者であること。

- (1) 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に属していること。
- (2) (1) に該当する場合を除き、基準日における保護者等が県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者であること。
- (3) (2) に該当する場合を除き、基準日における保護者等の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満であること。
- (4) 基準日における保護者等の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満であること。
- (5) 基準日における保護者等の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いること（扶養する子が3人以上いるとは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。）。

（対象生徒（旧制度）の所得要件）

第5 対象生徒（旧制度）の所得要件は次のいずれかに該当する世帯の者であること。

- (1) 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に属していること。
- (2) (1) に該当する場合を除き、基準日における保護者等が県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者であること。
- (3) (2) に該当する場合を除き、基準日における保護者等の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満であること。
- (4) 基準日における保護者等の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いること（扶養する子が3人以上いるとは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。）。

（給付金の額）

第6 給付金の額は、対象生徒1人につき、第4第1項第1号から第5号まで又は第5第1項第1号から第4号までに定める世帯の区分及び当該生徒が基準日において在学する高等学校等の課程（その者が基準日において同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、就学支援金の支給を受けるために選択した一の高等学校等の課程）により別表第1又は別表第2に定める額を支給する。

2 当該生徒の世帯が第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯に該当する場合で、対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合については、次のいずれかに該当するときは、当該災害等につき1回に限り、前項に定める額に別表第3に定める額を加算して支給する。ただし、本県以外の都道府県が前項の支給を行った場合で、申請時点で保護者等が県内に住所を有する場合は、基準日に保護者が県内に住所を有することを規定する第3及び、前項の規定にかかわらず、当該加算額のみ支給することができる。

- (1) 災害等の発生が基準日以前である場合にあっては、基準日において当該生徒が第3第2項第1号又は第3第3項第1号の要件を満たす者であること
- (2) 災害等の発生が基準日の翌日以降である場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在で、当該生徒が第3第2項第1号又は第3第3項第1号の要件を満たす者であること

3 第3、第4及び第5中「基準日」とあるのを「申請年度の4月1日」に読み替えた場合に要件を満たす高校生等の新入生に対しては、対象生徒1人につき、第4第1項第1号から5号まで又は第5第1項第1号から第4号までに定める世帯の区分及び当該生徒が申請年度の4月1日において在学する高等学校等の課程（その者が申請年度の4月1日において同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、就学支援金の支給を受けるために選択した一の高等学校等の課程）により別表第1又は別表第2に定める額に四分

の一を乗じた額を支給することができる。

- 4 前項の規定により支給を受けた者の給付金の額は、別表第1又は別表第2に定める額から前項の規定により支給した額を差し引いた金額を支給する。この場合において、前項の規定により支給した額が、基準日の状況に応じて算出した給付額を上回るときは、前項の規定により支給した額を給付金の額とする。

(支給の回数)

第7 給付金の支給回数は、対象生徒1人につき、年1回とする。

- 2 対象生徒1人あたりの支給回数は、通算3回(対象生徒が定時制課程又は通信制課程に在学する場合は4回、専攻科に在学する場合は2回(専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))を超えることはできない。ただし、対象生徒が学び直し支援金の支給を受ける者である場合は、この限りではない。

(申請書の提出)

第8 給付金の支給を受けようとする保護者等(保護者等が2名以上いる場合は、対象生徒と生計を同じくする保護者等のうちの1名。以下「申請者」という。)は、高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 保護者等の所得を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 対象生徒の世帯が第4第1項第1号又は第5第1項第1号に該当する場合は、第1項第1号の書類に代えて生業扶助が行われていることを証する書類を提出しなければならない。

- 3 対象生徒の世帯が第4第1項第5号又は第5第1項第4号の世帯に該当する場合は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 保護者等の扶養親族を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

- 4 第6第2項の規定による給付金の加算支給を受けようとするときは、別途知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 5 前1項から4項の書類の提出期間については、毎年度知事が定める。

(給付金の支給)

第9 知事は、第8の申請書等を審査し、第3、第4及び第5に掲げられた条件を満たすと決定した場合には、予算の範囲内において第6に定められた支給額を当該申請者に支給する。

(給付金の返還等)

第10 知事は、第3、第4及び第5に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けていた者があるときは、既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、支給の決定を受けた者が正当な理由なく給付金を受領しないときは、その決定を取り消すことができる。

(家計急変による支給対象者に係る特例)

第11 第3第1項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする保護者等が愛知県内に住所を有し、失職、倒産その他特別な事情により家計が急変した者であって、第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯に相当すると認められる場合は、支給の対象とする。

- 2 前項の規定により給付金の支給を受けようとする場合は、高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 家計急変の発生事由を証明する書類
 - (2) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - (3) 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定により給付金の支給を受けようとする者の給付金の額は、第6第1項の規定にかかわらず、次に定める額とする。
- (1) 家計急変の事由が基準日以前に発生した者
別表第1又は別表第2に定める額
 - (2) 家計急変の事由が基準日の翌日以降に発生した者
別表第1又は別表第2に定める額に、家計急変のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額
- 4 第8第3項から第10までの規定は、第11の特例について準用する。この場合において、第9及び第10第1項中「第3、第4及び第5」とあるのは「第11第1項」と、第9中「第6」とあるのは「第11第3項」と、「第8」とあるのは「第11第2項」と読み替えるものとする。
- 5 第6第2項の規定は、第11の特例について準用する。この場合において、第6第2項中、「第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯」とあるのは、「第11条第1項の規定により第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯とみなされる場合」と読み替えるものとする。

(基準日より後に子等の出生等により、県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上の世帯となった場合の特例)

- 第12 第3第1項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする保護者等が基準日より後に子等の出生等により、第4第1項第5号又は第5第1項第4号の世帯に相当すると認められる場合は、支給の対象とする。
- 2 前項の規定により給付金の支給を受けようとする場合の提出書類は、第8第1項から第3項までの規定を準用する。
- 3 第1項の規定により給付金の支給を受けようとする者の給付金の額は、第6第1項の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める額に、子等の出生等のあった翌月以降の月数に応じて算定した額とする。
- 4 第8第4項から第10までの規定は、第12の特例について準用する。この場合において、第9及び第10第1項中「第3、第4及び第5」とあるのは「第12第1項」と、第9中「第3、第4及び第5」とあるのは「第12第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第6第2項の規定は、第12の特例について準用する。この場合において、第6第2項中、「第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯」とあるのは、「第12第1項の規定により第4第1項第2号から第5号まで又は第5第1項第2号から第4号までの世帯とみなされる場合」と読み替えるものとする。

(県立高等学校に係る特例)

- 第13 対象生徒が基準日において県立高等学校に在学する場合における第8から第10までの規定の適用については、第8第1項「知事」とあるのは「基準日において在学する高等学校等の校長」と、第8から第10中「知事」とあるのは「校長」とする。
- 2 第8第1項に定める高等学校等奨学給付金支給申請書は、様式第1の2によるものとする。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

- 2 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年又は 1 年次へ入学（中等教育学校の第 4 学年への進級を含む）する者について適用する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。ただし、第 6 第 2 項及び第 9 第 3 項の規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 5 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 15 日から施行し、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。

別表第1（第3第2項、第4第1項、第6第1項）

世帯区分	在学する高等学校等の課程		支給額
一 第4第1項第1号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 32,300 円
		通信制課程	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 52,600 円
		通信制課程	
二 第4第1項第2号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 143,700 円
		通信制課程	年額 50,500 円
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 152,000 円
		通信制課程	年額 52,100 円
		専攻科	
三 第4第1項第3号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 47,900 円
		通信制課程	年額 16,830 円
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 50,670 円
		通信制課程	年額 17,370 円
		専攻科	
四 第4第1項第4号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 35,930 円
		通信制課程	年額 12,630 円
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 38,000 円
		通信制課程	年額 13,030 円
五 第4第1項第5号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 12,630 円
	私立高等学校等		年額 13,030 円

別表第2（第3第3項、第5第1項、第6第1項）

世帯区分	在学する高等学校等の課程		支給額
一 第5第1項第1号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 32,300 円
		通信制課程	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 52,600 円
		通信制課程	
二 第5第1項第2号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 143,700 円
		通信制課程	年額 50,500 円
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 152,000 円
		通信制課程	年額 52,100 円
		専攻科	
三 第5第1項第3号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 10,100 円
	私立高等学校等		年額 10,420 円
四 第5第1項第4号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 10,100 円
	私立高等学校等		年額 10,420 円

別表第3（第6第2項）

世帯区分	在学する高等学校等の課程		支給額
一 第4第1項第2号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 64,800 円
		通信制課程	
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 81,000 円
		通信制課程	
		専攻科	
二 第4第1項第3号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 21,600 円
		通信制課程	
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 27,000 円
		通信制課程	
		専攻科	
三 第4第1項第4号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 16,200 円
		通信制課程	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 20,250 円
		通信制課程	
四 第4第1項第5号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 16,200 円
	私立高等学校等		年額 20,250 円
五 第5第1項第2号に定める者	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 64,800 円
		通信制課程	
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 81,000 円
		通信制課程	
		専攻科	
六 第5第1項第3号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 12,960 円
	私立高等学校等		年額 16,200 円
七 第5第1項第4号に定める者	国公立高等学校等	専攻科	年額 12,960 円
	私立高等学校等		年額 16,200 円